

街路樹点検の実施促進のためのガイドラインに関する検討会 規約

(名称)

第1条 この検討会は、街路樹点検の実施促進のためのガイドラインに関する検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

第2条 検討会は、街路樹点検の実施促進のためのガイドラインについて幅広く検討することを目的とする。

(構成員)

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 委員長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省道路局環境安全・防災課が行う。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第7条 検討会は原則として非公開とする。資料、議事概要は、原則として会議後ホームページで公開する。